

令和6年度標津町競争入札参加資格審査申請（中間年）要領【建設工事・設計等】

令和6年度において標津町が発注する建設工事、設計等の入札に参加を希望するためには、入札参加資格審査申請を行い、資格者として名簿に登録されることが必要です。

今回は中間受付となりますので、新規に資格を希望される方、現在資格を有している方（令和5・6年度の有資格者）で新たに業種の変更・追加をしたい方は、今回申請を行う必要があります。

申請に必要な資格、申請方法等は次のとおりです。入札参加を希望される方は、次により申請を行ってください。

なお、資格を有することにより自動的又は直ちに発注があるということではありませんので、ご注意ください。

1 受付期間

(1) 電子申請の場合

令和5年12月11日（月） ～ 令和6年1月31日（水）

※ 受付期間中、電子申請は24時間受け付けております。ただし、開始日は午前9時から、最終日は午後5時30分までとなります。

(2) 書面申請の場合

※ 令和5年12月11日（月） ～ 令和6年1月31日（水）

※ 郵送の場合は、申請期間内必着とします。

※ 持参の場合の受付時間は、毎日午前9時から午後5時までです（申請期間中の土・日曜日及び祝祭日を除く）。

2 申請方法及び提出先

(1) 電子申請の場合

ア 一般財団法人北海道建設技術センターの運営する「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」によりインターネットから申請を行ってください。（URL:<http://www.hoctec.info/>）

イ 「建設工事」と「設計等」の両部門に申請する場合は、各部門毎に申請が必要となります。

ウ 電子申請の方法等については、「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」に掲載されている「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」等を参照のうえ、期間内に申請をしてください。

(2) 書面申請の場合

ア 書面申請を認める者は、標津町内に本店又は受任先を有する者及びインターネット環境にない者に限る。

イ 申請書は、郵送又は持参により提出してください。なお、持参の場合は提出のみとし、当日の審査は行いません。

ウ 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記した封筒（A4判横三つ折用）と84円切手を申請書に同封してください。

エ 申請書と添付書類を1冊のフラットファイル（A4縦）に綴じ、その表紙及び背表紙に称号又は名称を記入してください。

オ 「建設工事」と「設計等」の両部門に申請する場合は、各部門毎に申請が必要となります。

(3) 提出先

ア 電子申請の場合

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

利用申請受付先及びデータ送信先 ([URL:http://www.hoctec.info/kyoshin/](http://www.hoctec.info/kyoshin/))

イ 書面申請の場合

(ア) 郵送の場合

〒086-1632 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

※次の住所宛てに「競争入札参加資格申請書在中」と明記のうえ郵送すること。

(イ) 持参の場合

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

(4) 申請に関する問い合わせ先

ア 電子申請の場合

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課

TEL: 011-733-2322 午前9時～午後5時まで(土日・祝日を除く)

E-mail: kyoshin@hoctec.or.jp 24時間送信可能

イ 書面申請の場合

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

TEL: 0153-85-7247 午前8時30分～午後5時15分まで(土日・祝日を除く)

3 申請書類

(1) 電子申請の場合

ア 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

イ 申請の際に添付する書類については、電子データ(PDF形式)により北海道市町村入札参加資格共同審査システムにて提出してください。

(2) 書面申請の場合

ア 競争入札参加資格申請書 1部〔北海道統一様式(市町村用)〕

イ 添付書類 各1部〔提出書類一覧表のとおり〕

※ 北海道統一様式(市町村用)については、一般社団法人 北海道土木協会発行の「申請の手引」を参照してください。

4 資格の有効期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)

5 審査基準日

令和5年12月1日

6 資格要件

(1) 共通の資格要件

次のいずれにも該当することとする。

ア 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている

者は含まれない。)でないこと。

イ 政令第 167 条の 4 第 2 項 (政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 国税、都道府県税及び本町の町税を滞納している者でないこと。

エ 役員等 (申請人が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員 (標津町暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 17 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者でないこと。

オ 暴力団 (標津町暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(2) 建設工事

次のいずれにも該当すること。

ア 令和 5 年 12 月 1 日現在において、それぞれの資格に対応する建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、その建設業の許可を受けて 2 年以上当該建設業を営んでいること。

イ アに規定する建設業に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査 (令和 4 年 9 月 2 日以降に通知されたもので、入札参加資格審査の申請日前で有効かつ最新ののものに限る。)を受けており、その結果通知を有していること。

ウ イの経営事項審査の結果通知において、基準決算期または基準決算期以前の決算期のいずれかの決算において、アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

エ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。ただし、加入義務のない者については、この限りでない。

(3) 設計等

次のいずれにも該当すること。

ア 令和 5 年 12 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、契約の確実な履行に必要とする従業員 (代表者も含む) 数を有していること (法令等で定めがある場合はその人数を有していること)。

エ 測量又は建築設計の資格を希望する場合は、アからウまでの要件に加えて次の要件を満たしていること。

- ・測量～測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。

- ・建築設計～建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの

設計を業とするものは、この限りでない。

7 審査結果の通知

審査の結果、資格が認定された場合には特に通知はしません。令和6年3月末日までに特段の通知がない場合には入札参加資格者名簿に登載されたものと解してください。

なお、審査の結果、不認定の場合のみ書面にて通知します。

8 変更届等

入札参加資格者名簿搭載後に申請内容の変更が生じた場合は、下記のとおり速やかに申請を行ってください。

(1) 電子申請の場合

ア 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

イ 申請の際に添付する書類については、電子データ（PDF形式）により北海道市町村入札参加資格共同審査システムにて提出してください。

なお、有効期間中の申請業種の追加・変更は認められませんので注意してください。

(2) 書面申請の場合

ア 競争入札参加資格審査申請書変更届に必要な書類を添付のうえ郵送又は持参にて提出してください。

なお、有効期間中の申請業種の追加・変更は認められませんので注意してください。

9 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出

申請時において提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日（＝決算日）から1年7ヶ月を経過した場合は、公共工事を落札しても契約ができなくなりますので、申請後に空白期間が生じないように毎年直近の決算期後の通知書の写しを下記のとおり提出してください。

(1) 電子申請の場合

ア 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

イ 書類については、電子データ（PDF形式）により北海道市町村入札参加資格共同審査システムにて提出してください。

(2) 書面申請の場合

ア 郵送又は持参にて提出してください。

10 その他

今回は中間受付となりますので、新規に資格を希望される方、現在資格を有している方（令和5・6年度の有資格者）で新たに業種の変更・追加をしたい方は、今回申請を行う必要があります。

なお、中間受付期間以外での業種の追加は認められませんので注意してください。